

徳島県告示第二百七十九号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年五月十六日から施行する。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

表常時介護を要する状態の項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第二号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。